

計算書類に対する注記（父島在宅サービスセンター用）

令和 7年 3月 31日現在

法人名 社会福祉法人 明老会

1頁

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能率率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する全額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った全額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

②東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和 3年11月12日厚生労働省令第176号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する全額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

（注）就業規則第3条における「正職員」

法人名 社会福祉法人 明老会

2頁

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 父島在宅サービスセンター拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第一号第四様式、第二号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊦））
1. 法人本部
 2. 補所介護
 3. 訪問介護
 4. 短期入所生活介護
 5. 居宅介護支援
 6. 介護予防
 7. 障害福祉サービス
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇保発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正令和3年11月12日子発1112第1号・社援発1112第3号・老発1112第1号、以下「運用上の取扱い通知」という。）26(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊦））の作成は省略している。

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5 000 000	0	0	5 000 000
合 計	5 000 000	0	0	5 000 000

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7 担保に供している資産

該当する事項はない。

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	7 869 490	7 869 485	5
器具及び備品	6 560 925	4 695 656	1 865 269
有形リース資産	11 046 400	11 046 400	0
合 計	25 476 815	23 611 541	1 865 274

法人名 社会福祉法人 明老会

9・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,053,220	0	8,053,220
合 計	8,053,220	0	8,053,220

10・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11・重要な後発事象

該当する事項はない。

12・その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	856,959	628,000
長期前払費用からの振替額	49,148	49,148
貸借対照表計上額	906,107	677,148

(2) 預り金の内訳

預り金について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期預り金から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる預り金	0	5,480
長期預り金からの振替額	0	0
貸借対照表計上額	0	5,480

(3) ファイナンス・リース取引

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

介護浴槽（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1・重要な会計方針 (1)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

13・オペレーティング・リース取引関係

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：円)

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料	2,072,200	1,043,100	3,115,300